

支 払 基 金
令和 3 年 5 月 19 日

医薬品マスターの改定について

下記のとおり、医薬品マスターについてお知らせします。

記

1. 令和 3 年 5 月 18 日付け厚生労働省告示第 197 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：24 コード）
なお、令和 3 年 5 月 19 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20210519」に設定し収載しております。
2. 令和 3 年 5 月 18 日付け同第 198 号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」における薬価の改正
なお、改正後の薬価は令和 3 年 8 月 1 日から適用のため、当該医薬品に係るマスターの公表については、令和 3 年 7 月を予定しております。
3. 令和 3 年 5 月 18 日付け同第 199 号に基づく経過措置年月日の延長（変更区分「5」：1 コード 「20210930」 → 「20220331」）